

信州やまなみ国スポ・全障スポ募金・企業協賛推進要項

【第 1 章 総則】

(趣旨)

第 1 条 この要項は、「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会募金・企業協賛推進基本方針」に基づき、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下、「県委員会」という。）が推進する募金及び企業協賛について、必要な事項を定めるものとする。

【第 2 章 募金】

(募金の種類)

第 2 条 募金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 個人募金
- (2) 企業・団体募金
- (3) イベント募金
- (4) その他の募金

(実施期間)

第 3 条 募金の実施期間は、令和 10 年 3 月 31 日までとする。なお、募金の目的を達成するため必要な場合は、大会終了日の属する月の末日まで延長ができるものとする。

(募金の対象者)

第 4 条 募金の対象者は、県内外の個人及び企業・団体とする。

(募金の受入と使途)

第 5 条 募金は、長野県（県委員会）が寄附金として受け入れ、県委員会が実施する県民運動、ボランティア活動等の大会準備・運営経費に充てるものとする。

(謝意表明の実施)

第 6 条 県委員会は、一定額以上の寄附者に対して、別に定めるところにより謝意を表明するものとする。

【第 3 章 企業協賛】

(協賛の種類)

第 7 条 企業協賛の種類は、次のとおりとする。

- (1) JAPAN GAMES パートナー
県委員会に 1,000 万円以上の協賛金を提供する企業・団体（以下、「企業等」という。）
- (2) オフィシャルスポンサー
県委員会に 500 万円以上 1,000 万円未満の協賛金を提供する企業等
- (3) オフィシャルサポーター
県委員会に 100 万円以上 500 万円未満の協賛金を提供する企業等
- (4) リージョナルスポンサー
県委員会に 10 万円以上 100 万円未満の協賛金を提供する企業等
- (5) オフィシャルサプライヤー
県委員会が必要と認めた 100 万円以上相当の物品等を提供又は貸与する企業等
- (6) リージョナルサプライヤー

県委員会が必要と認めた 10 万円以上 100 万円未満相当の物品等を提供又は貸与する企業等

(協賛の特典)

第 8 条 県委員会は、企業協賛の対価として、別表に定める特典を付与するものとする。

(協賛の募集期間)

第 9 条 企業協賛の募集期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、
リージョナルスポンサー
令和 8 年 4 月から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (2) オフィシャルサプライヤー、リージョナルサプライヤー
令和 8 年 4 月から大会終了まで

(協賛の収納期間)

第 10 条 企業協賛の収納期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、
リージョナルスポンサー
契約の日から令和 10 年 6 月 30 日まで
- (2) オフィシャルサプライヤー、リージョナルサプライヤー
契約の日から大会終了まで

(協賛金等の受入れと使途)

第 11 条 協賛金は、県委員会が受け入れ、協賛企業の広告を掲載した広報活動や大会の準備・運営経費に充てるものとする。

- 2 物品等は、県委員会が受け入れ、大会の準備・運営等、県委員会が必要と認める使途に活用するものとする。

(協賛企業との契約)

第 12 条 県委員会は、協賛企業と、協賛金の支払い又は物品等の提供又は貸与の時期及び特典内容等を明示した契約を締結する。

【第 4 章 補則】

(補則)

第 13 条 県委員会は、会場地市町村及び競技団体と協力して、募金・企業協賛活動を推進する。

- 2 会場地市町村の準備(実行)委員会及び競技団体が独自の企業協賛制度を実施しようとするときは、県委員会が定める県の企業協賛制度と類似する名称の使用を避けるとともに、実施に当たっては事前に県委員会と協議するものとする。
- 3 この要項に定めるもののほか、募金・企業協賛の推進に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 8 月 25 日から施行する。

別表（第8条関係）

種類	特典の内容
<p style="text-align: center;">J A P A N G A M E S P a r t n e r</p>	<p>①「JAPAN GAMESパートナー」の呼称使用権</p> <p>②国民スポーツ大会標章の広告使用権及びマーチャンダイジング権</p> <p>③大会愛称・スローガンの広告使用権及びマーチャンダイジング権</p> <p>④開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場におけるPRブース及び販売・商談ブース出展権</p> <p>⑤開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場内での自社製品・販促物のサンプリング</p> <p>⑥開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式における協賛企業・団体席の優先提供（提供数制限有り）</p> <p>⑦開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場内並びに競技会場内におけるPR看板掲出</p> <p>⑧開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場周辺の歓迎のぼりへの企業・団体名、ロゴの掲出</p> <p>⑨開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名、ロゴの掲出</p> <p>⑩大会リーフレット等への企業・団体名、ロゴの掲載</p> <p>⑪大会ウェブサイトへの企業・団体名、ロゴの掲出及びリンク設定</p> <p>⑫総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載</p> <p>⑬新聞等への広告</p> <p>⑭ゼッケンスponsor・ナンバーカードスponsor等としての協賛権利</p> <p>⑮その他、公益財団法人日本スポーツ協会が実施する協賛内容</p>
<p style="text-align: center;">O f f i c i a l S p o n s o r</p>	<p>①「オフィシャルスponsor」の呼称使用権</p> <p>②大会愛称・スローガンの広告使用権及びマーチャンダイジング権</p> <p>③開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場におけるPRブース出展権</p> <p>④開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場内での自社製品・販促物のサンプリング</p> <p>⑤開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式における協賛企業・団体席の優先提供（提供数制限有り）</p> <p>⑥開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場内へのPR看板掲出</p> <p>⑦開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場周辺の歓迎のぼりへの企業・団体名、ロゴの掲出</p> <p>⑧開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名、ロゴの掲出</p> <p>⑨大会リーフレット等への企業・団体名、ロゴの掲載</p> <p>⑩大会ウェブサイトへの企業・団体名、ロゴの掲出及びリンク設定</p> <p>⑪総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載</p> <p>⑫新聞等への広告</p>

サ ポ ー タ ー オ フ ィ シ ャ ル	①「オフィシャルサポーター」の呼称使用権 ②大会愛称・スローガンの広告使用権及びマーチャンダイジング権 ③開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式における協賛企業・団体席の優先提供（提供数制限有り） ④開・閉会式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名、ロゴの掲出 ⑤大会ウェブサイトへの企業・団体名、ロゴの掲出及びリンク設定 ⑥総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載
ス ポ ン サ ー リ ー ジ ョ ナ ル	①「リージョナルスポンサー」の呼称使用権 ②大会愛称・スローガンの広告使用権 ③開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式における協賛企業・団体席の優先提供（提供数制限有り） ④開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ⑤大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出 ⑥総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載
サ プ ラ イ ヤ ー オ フ ィ シ ャ ル	①「オフィシャルサプライヤー」の呼称使用権 ②大会愛称・スローガンの広告使用権 ③開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名、ロゴの掲出 ④大会ウェブサイトへの企業・団体名、ロゴの掲出 ⑤総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名、ロゴの掲載 ⑥提供物品等への企業・団体名、ロゴの掲出
サ プ ラ イ ヤ ー リ ー ジ ョ ナ ル	①「リージョナルサプライヤー」の呼称使用権 ②大会愛称・スローガンの広告使用権 ③開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ④大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出 ⑤総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載 ⑥提供物品等への企業・団体名、ロゴの掲出

※リージョナルスポンサー、リージョナルサプライヤーは県内に本店、支店又は営業所を有する企業（団体の場合は県内に住所のある団体）のみ対象

※PR看板、大会ウェブサイト、総合プログラム等への広告等の掲載は、企業協賛の種類によって大きさ等が異なる。